

令和3年4月14日

林弘法律事務所
弁護士 山 中 理 司 様

法務省大臣官房秘書課公文書監理室情報公開係
(代表03-3580-4111 (内線2036))

行政文書開示請求について（求補正）

標記について、下記のとおり補正を求めるので、令和3年4月28日（水）までに回答願います。

記

1 行政文書開示請求書の日付

令和3年3月26日（金）

2 法務省本省において行政文書開示請求書を受領した日付

令和3年3月29日（月）

3 開示請求書に記載された請求内容

新たに中央更生保護審査会委員に任命された人に対し、職務内容を説明するために渡している文書（法務省保護局編集のパンフレットは除く。）（直近の事例に関するもの）

4 行政文書の保有状況について

行政文書開示請求書の記1「請求する行政文書の名称等」欄に、上記3のとおり記載されたことについて、あなたの請求の趣旨に該当するものとして、以下の行政文書を法務省本省において保有しています。

（1）恩赦関係説明資料

（2）審査請求事件関係説明資料

つきましては、上記情報提供を踏まえ、請求をどうされるか回答願います。

5 開示請求手数料について（補正を求める事項）

上記4に記載する行政文書全ての開示を請求される場合、開示請求件数は2件（上記4（1）及び（2）につき、各1件）、開示請求手数料は600円となります。

現在、あなたからは開示請求手数料として収入印紙300円分を受領していますので、開示請求件数に応じて必要となる開示請求手数料を収入印紙により納付願います。